

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 岐阜県知事選挙において選挙運動に関し支出することがで きる金額の制限額	(選挙管理委員会) 一
(同)	二

号外 (二) 平成二十九年 一月十二日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年一月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成29年1月11日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,698,995人
- 2 総数の50分の1の数
33,980人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
312,375人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	340,351	113,451
大垣市	148,319	49,440
高山市	76,394	25,465
多治見市	94,584	31,528
関市	74,236	24,746
中津川市	66,748	22,250
美濃市	18,139	6,047
瑞浪市	32,025	10,675
羽島市	55,953	18,651
恵那市	43,477	14,493
美濃加茂市	42,287	14,096
土岐市	49,477	16,493
各務原市	121,378	40,460
可児市	95,303	31,768
山県市	23,520	7,840
瑞穂市	41,910	13,970
飛騨市	21,550	7,184
本巣市	43,219	14,407
郡上市	36,632	12,211

下田市	28,877	9,626
海津市	30,306	10,102
羽島郡	38,657	12,886
養老郡	25,278	8,426
不破郡	29,094	9,698
安八郡	20,173	6,725
揖斐郡	58,025	19,342
加茂郡	43,083	14,361

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十九年一月二十九日執行の岐阜県知事選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十九年一月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

三六〇九三〇〇〇〇

平成二十九年一月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田町二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三
岐阜文芸社